

定 款

一般社団法人日本精米工業会

一般社団法人日本精米工業会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本精米工業会（以下、「本会」という。）（略称「精米工」、英語表記：Japan Rice Millers Association, Inc. 略称「JRMA」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、精米技術及び精米工場についての調査、研究開発等を行うことにより、製品精米等の品質及び精米技術の向上並びに精米工場の合理化等を図り、精米工業の健全なる発展に資するとともに、国民食生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 製品精米等の品質及び精米（精米と一体的に行われる炊飯及び米飯加工を含む。以下同じ。）技術の向上並びに精米工場の合理化等に関する調査・研究開発
- (2) 精米技術及び精米工場並びに製品精米等に関する規格及び基準の作成並びに評価・認定
- (3) 精米技術及び精米工場に関する研修会、講習会等の実施
- (4) 精米技術及び精米工場に関する情報の収集及び提供
- (5) 精米技術及び精米工場に関する支援及び指導
- (6) 精米技術及び精米工場に関する地球環境の保全及び整備に係る取組み
- (7) 精米工場に関する施設の改善及び工場経営の指導
- (8) 前各号に関する啓発及び広報活動並びに精米工業に関する理解促進
- (9) 関係官庁、関係団体等に対する建議及び答申
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別及び資格)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

ア 第1種会員

精米本機50馬力以上のとう精施設を所有し、主として主食用米穀のとう精事業を営むもの（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）が当該事業を営む場合の主たる事業において米穀を取り扱う親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）を含む。以下同じ。）、又は主食用米穀のとう精事業を営むものを主たる構成員とする団体

イ 第2種会員

精米本機25馬力以上50馬力未満のとう精施設を所有し、主として主食用米穀のとう精事業を営むもの

(2) 賛助会員

前号に該当しないもので、本会の事業に賛同するもの

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員にあっては、本会に対してその権利を行使する代表者1人（以下、「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、1か月前までに別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。この場合、当該正会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該総会において、当該正会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を損傷し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があったとき。

2 賛助会員が前項の除名事由に該当した場合には、前項の規定にかかわらず、理事会の決議をもって除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 正当な理由なくして会費を1年以上納入しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (5) 除名されたとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 定款の変更
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、総会の日の1週間前までに書面により通知しなければならない。ただし、理事会の決議に基づき、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することを定めた場合には、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決議)

第18条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める

定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、書面による議決権の行使、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び会長は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち2名以内を副会長、1名を専務理事及び2名以内を常務理事とすることができる。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事について

も、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を統括する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の業務を執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会の決

議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、総会の決議を経て費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事の利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第29条 本会は、法人法第114条の規定により、理事及び監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び相談役)

第30条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、事業の運営に関して、会長の諮問に応ずる。

4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(理事会の開催)

第33条 理事会は、毎事業年度3回以上開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事から法人法第101条第2項の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、前条の出席した理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議

があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附された財産
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、理事会の定めるところにより、会長がこれを管理する。

(経費の支弁方法)

第41条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の規定による収入支出は、新たに成立した収支予算に基づくものとみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、

備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第45条 本会が、資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

(剰余金の分配)

第46条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議を経て、これを変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第50条 本会の事業遂行上必要あるときは、会長は、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱する。

3 委員会に関する必要事項は、理事会において別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局及び職員に関する規定は、理事会において別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人日本精米工業会の会員であるものは、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 本会の最初の代表理事は古橋政弘とする。

附 則

この定款の変更は、第48回定時総会の開催日（平成29年6月7日）から施行する。